

土地改良施設管理基準

- ダム編 - 基準 (案)

平成 15年 3月

目 次

1 基準の位置付け	1
2 管理の基本	1
3 管理の組織及び体制	1
4 気象・水象の観測、解析	1
5 利水管理	1
6 洪水時の管理	2
7 堤体等の安全管理	2
8 機能の保全	2
9 構造物の維持補修	2
10 設備機器の点検、整備、補修	2
11 管理の記録	3
12 土地改良財産の管理	3

土地改良施設管理基準 - ダム編 - 基準（案）

1 基準の位置付け

この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。

2 管理の基本

ダムの管理は、ダムの機能を適正に発揮させるとともに、その機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。
この場合、関係法令等を遵守しなければならない。

3 管理の組織及び体制

ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者等からなる組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。
管理者は、この決定事項に従って管理運用を行うものとする。
また、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。

4 気象・水象の観測、解析

ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測し、当該ダム流域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。

5 利水管理

ダムの利水管理に当たっては、営農及び気象の状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、貯水管理、取水管理、放流管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。

6 洪水時等の管理

洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令、ダムの管理規程及び操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。

洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないように操作を安全かつ適切に行わなければならない。

また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。

ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。

7 堤体等の安全管理

ダムの堤体及び基礎地盤等の安全を確保するため、ダムの管理の期間の区分及びダムの設計施工条件に応じて、計測、点検等を適切に実施しなければならない。

8 機能の保全

ダムの機能を長期的にわたって維持保全するため、貯水池及びその周辺における計測、監視等を適切に行うとともに、貯水池の湖岸の維持、水質の保全及び貯水容量の確保に努めるものとする。

9 構造物の維持補修

ダムの機能を維持するため、構造物の点検、補修等を実施し、構造物の機能の維持に努めなければならない。

10 設備機器の点検、整備、補修

設備機器の正常な機能を維持するため、点検、整備、補修等を計画的に実施して、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。

1 1 管理の記録

ダムの管理に当たって実施される計測の結果並びに点検、整備、補修その他の措置等の経過及び結果は、これを記録し、整理、保存するものとする。

1 2 土地改良財産の管理

土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならない。